

足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するために必要な事項を定めることで、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国及び地方公共団体以外の者（以下「設置者」という。）が設置する足立区の区域内に所在する事業所において実施する企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付 府子本第370号 雇児発0427第2号）第2の1に定める企業主導型保育事業のうち、同要綱第3の2（1）①イに定める地域枠（以下「地域枠」という。）において第3条の補助対象児童を保育する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する事業を運営する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 次の各号のいずれかに該当する補助対象事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない者又は改善の見込みがない者が設置するもの

(補助対象児童)

第3条 この補助金の交付の対象となる児童は、この補助金の対象となる事業所の地域枠に入所する足立区に居住する児童のうち、次の各号のすべてに該当する児童とする。

(1) 足立区から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に定める

認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）を受けていること。

(2) 次に掲げる施設又は事業を利用していないこと。

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

オ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

カ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

キ 東京都認証保育所実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

ク 家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表2の1（1）、（2）又は（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

ケ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業及び東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4（1）、（3）及び（4）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業

コ 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）第4の1又は2の規定に基づき実施する病児保育事業

(3) 足立区が当該地域枠の利用を認めること。

（補助金の算定方法）

第4条 この補助金は、別表1及び別表2に定める基準額と、第6条の補助対象経費から寄付金、補助金以外の賃金改善に係る国又は自治体からの補助による収入等を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

（補助要件等）

第5条 補助金の交付を受けることができる設置者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 職員配置 保育従事者（保育士、子育て支援員（子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）に規定する子育て支援員（地域保育コースのうち地域型保育の研修を修了した者に限る。）をいう。）その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者等をいう。）の数が次に掲げる年齢区分に応じ、それぞれに定める基準により算出した数の合計数に1を加えた数以上であり、そのうち6割以上は保育士であること。この場合において、当該数の算定に当たっては、保健師又は看護師を一人に限り保育士とみなすことができる。

ア 乳児 おおむね3人につき1人

- イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

(2) 施設の設備基準 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号）第48条の規定により準用する同条例第28条に定める基準のほか、同条例第5条及び別表3に定める基準を遵守していること。ただし、これらの基準に抛り難い特別の事情があると足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合においては、この限りでない。

(3) キャリアパス要件 別表5に定めるもの

(4) 福祉サービス第三者評価の要件 福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指指第638号）の別紙に規定するものをいう。以下同じ。）を受審し、結果を公表していること。

(5) 財務情報等の公表 補助対象事業を実施する設置者が、別に定めるところにより、事業実施年度の事業所の運営に係る財務情報等を作成し、教育委員会に提出するとともに、利用者及び当該事業所の全ての職員に対し、当該財務情報等について分かりやすい方法によって公表していること。

(6) モデル賃金等のホームページによる公表 別に定めるところにより、補助対象事業を実施する事業所における保育従事職員のモデル賃金（一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。）等を作成し、教育委員会に提出するとともに、広く一般に公表していること。

(7) 財務情報等のホームページによる公表 第5号の規定により作成した財務情報等の公表様式について、別に定めるところにより、広く一般に公表していること。

(8) 非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善 補助金の交付額について、補助対象事業を実施する事業所に勤務する非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善に要する経費に充て、第11条の規定により報告していること。ただし、補助対象事業所に非常勤職員（保育従事職員）がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

（補助対象経費）

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施する事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち、別表6に定める賃金改善に要した費用とする。

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金に係る交付申請について（様式第1号）に必要な書類を添付して、教育委員会に補助金の申請をしなければならない。

（交付の決定等）

第8条 教育委員会は、前条による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と

認めた場合は、交付を決定し、足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 教育委員会は、前項の規定による交付決定に条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、別に定める期日までに、請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）により、足立区長（以下「区長」という。）に補助金の交付を請求する。

（補助金の支払）

第10条 区長は、前条の規定による請求がなされ、その請求が正当であるときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 交付決定者は、別に定める期日までに、足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金に係る実績報告について（様式第4号）に、補助対象事業を実施する事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち賃金改善に要した費用を証する書類を添付して、教育委員会に提出することにより、補助金に係る事業の実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 教育委員会は、前条の規定により実績報告があった場合、当該報告の審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び第5条の要件に適合するものであると認めるときは、補助すべき額を確定し、足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金確定通知書（様式第5号）により通知する。

（是正のための措置）

第13条 教育委員会は、前条の規定による審査、調査等の結果、補助対象事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

（決定の取消し）

第14条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、交付すべき補助金の額の確定があった後においても同様とする。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 第5条に定める補助要件等を満たしていないとき。

（3） その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が命ずるところにより、その額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(違約金及び延滞金)

第16条 交付決定者は、この交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(事業所に備える書類)

第17条 交付決定者は、当該補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(留意事項)

第18条 交付決定者は、補助対象事業の運営に当たっては、別表7に記載された事項に留意し、当該事項を遵守しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（30足教子入発第2110号 平成30年12月25日教育長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足教子入発第2109号平成30年12月25日教育長決定により廃止した足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金交付要綱の規定により教育委員会が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により教育委員会が行った決定その他の行為又はその他の教育委員会に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（31足教子入発第733号 令和元年6月26日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（2足教子入発第3455号 令和3年3月19日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（4足教子入発第3230号 令和5年3月7日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係） 補助金の算定方法

補助対象事業	基準額（1事業当たり）
<p>企業主導型保育事業（地域枠）</p>	<p>次の（1）に、（2）、（3）及び（4）を乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表2に定める年齢区分及び定員区分に応じた単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（地域枠）を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件 ① 別表5の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表5の要件に適合しない場合は、0</p> <p>（3）福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>（4）情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条（6）から（8）までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② 第5条（6）から（8）までに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>

※ 年度の途中で開設した施設・事業については、開設した日以降の期間により算定し、年度の途中で廃止した施設・事業については廃止した日までの期間により算定する。

※ 企業主導型保育事業（地域枠）の定員は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2（1）①及び②により定める利用定員の合計とする。

※ 別表2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。

※ 別表1（3）の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（3）①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても（3）①に該当するものとし、初回の実施後は（3）①及び②のとおりとする。

ただし、年度の途中（4月2日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（3）①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても（3）①に該当するものとし、初回の実施後は（3）①及び②のとおりとする。

別表2（第4条関係） 保育士等キャリアアップ補助金 単価表（児童1人当たり月額）

1 企業主導型保育事業（地域枠）

（定員19人以下）

定員区分	年齢区分	単価 (円)
6人から 12人まで	1歳以上児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,280

（定員20人以上）

定員区分	年齢区分	単価 (円)
20人から 30人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	1歳以上児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	1歳以上児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	1歳以上児	14,840
	乳児	25,480
61人から	1歳以上児	14,280
	乳児	24,920

別表3（第5条関係） 設備基準

	確認項目	考え方等
1	検査済み証はあるか	
2	保育所用途か	
3	地上階への設置か	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等のほか、児童が使用する場所（医務室、便所等）は地上階に置くものとする。 ・地下階であっても、建築基準法施行令第13条第1号に定める避難階である場合はこの限りではない。
4	非常口は二か所二方向、避難経路は二方向確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口は、保育所に設置される出入り口を指す。 ・二か所の非常口は、各保育室等から非常口に到達するまでの経路ができる限り重複しない配置であること。 ・避難路は、各室内から二方向に建物外へ出て公道まで退避できるものであること。建物外に出るまでの経路及び敷地外に出るまでの経路は、いずれも二か所二方向が必要であり、重複している経路は不可とする。 ・避難路は幅1.5メートル以上を確保することが望ましい。 ・建物からの出口及び最終的な退避位置のいずれについても、二か所の非常口が原則として10メートル以上離れていること。
5	旧耐震基準で建築された建物の場合、耐震性能を有することについて証明書の提出が可能か	<p>証明書は、指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士（当該建物が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条の規定に該当する場合を除く。）、登録住宅性能評価機関、地方公共団体のいずれかが、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を行った上で発行したもの。</p>
6	別表4に定める室内化学物質濃度測定調査を行い、その値が指針値以下であるか	
7	乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室は、保育に有効な面積（内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう）となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を実施するにあたり有効な面積をいう。ただし、一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては基準面積に含めることができる。具体的には当該物の使用形態や頻度等に応じて個別判断となる。 （1） 有効面積に含めることができるもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、いす ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの （2） 有効面積に含めることができないもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーや棚、本棚等、常設のもの ・ピアノやオルガン、可動式の棚等であっても常時保育室内に配置されているもの
8	屋外遊戯場の面積は基準を満たしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が実際に遊戯できる面積を確保する必要があるため、敷地内の狭小な空地や、主に通路として使用される部分等は屋外遊戯場の基準面積に参入できないことに留意すること。 ・屋外遊戯場は1か所で確保されていることが基本である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・分割して屋外遊戯場を設置する場合であっても、少なくとも、普段の保育で一つのグループとして活動を行っている児童がまとまって活動できるスペースが確保されていること。
9	代替遊戯場まで安全に移動できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・代替遊戯場を利用する場合は保育所から代替遊戯場まで安全に移動することが可能であること。また、代替遊戯場は保育所から徒歩で概ね5分以内の距離であることが望ましい。
10	代替遊戯場に水飲み場とトイレが設置されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・水飲み場とトイレが設置されている必要がある。 ・隣接する公共施設等に児童が支障なく使用できる水飲み場とトイレが整備されている場合は可とする。
11	保育室の区画は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児及び1歳児は、ほふくスペースを確保することなどを目的として、2歳以上児とは基準面積が異なるものであり、少なくとも0歳、1歳、2歳以上については明確に区別すること。 ・0歳児室については安全性への配慮等から、他の児童と別の部屋にすることが望ましい。やむを得ず別の部屋にできない場合も、他の児童が立ち入れないよう区画すること。 ・部屋を設けずに柵等により保育室等を区画する場合は、柵等の倒壊や転倒がないよう、安全性を確保すること。
12	医務室は静養できる機能を有しているか (事務室等との兼用可)	<ul style="list-style-type: none"> ・医務室は、健康診断、応急措置、休養のための家具、機器を配置できる面積を確保することが望ましい。 ・医務室には医薬品等を備えること。特に体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品は最低限備えるとともに、医薬品等を安全に保管できる什器を備えること。 ・事務室内に医務コーナーを設ける場合においても、前述の家具、機器類の配置に必要なスペースを確保し、医務コーナーの近くに安静を阻害するようなOA機器等を配置しないようにするとともに、カーテンで区切るなどして静養できる環境を確保すること。
13	調理室の衛生管理は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置だけでなく、改修を行う場合にも、調理室や調乳スペースの設備構造や運用について所管の保健所に必ず相談するとともにその指示に従うこと。 ・安全衛生の観点から出入り口や窓など開放可能な設備の開閉は最小限にするとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置する等、昆虫や鼠族の侵入を防ぐこと。 ・感染管理の面から、調理員専用のトイレが設けられていることが望ましい。 ・適切な保育環境を確保する観点からも、調理室は保育室等への音や臭いが漏れることを防ぐとともに児童の安全性を確保するために、保育室等と明確に区画し、密閉できる構造となっていることが望ましい。 ・食品衛生法第69条3項の準用規定を踏まえ、同法第57条に基づき都道府県知事（保健所を設置する区にあつては、区長又は市長。）への届出が必要とされる場合には、保健所に届出を行うこと。
14	調理室から各室まで食事は衛生的に運べるか	
15	調乳スペース（室）はあるか（調理室で	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児の保育を行う施設は、調乳スペース（室）を設置することが望ましい。

	の調乳も可)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等内に調乳スペース（室）を設ける場合は、児童が立ち入れないよう対策を講じることを基本とする。 ・柵等を設けることが難しく、児童が立ち入る可能性のある場所に設置された調乳スペースについては、ポット等の転倒や落下防止に万全を期し、安全性を十分に確保する必要がある。また、衛生面については保健所の指導を受けること。 ・保育室等内に調乳スペース（室）を設けない場合は、調理室において調乳を行うこと。 ・この場合、調理員による調乳を基本とし、保育士が調乳のために保育室等を離れることによって児童の安全が損なわれることのないよう注意すること。 ・調理室に立入ることが可能なのは、基本的に、調理員としての健康チェックが適切になされてる職員のみであること。
16	トイレに専用の手洗い設備があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられていることが望ましい。
17	トイレの配置、設備は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の排泄の感覚や発達段階等に応じた対応が行えるよう、保育室等が設置されたフロアごとに、当該フロアで保育を予定している児童の年齢構成や定員に合った設備を整えること。 ・保育室等及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。
18	保育室用の手洗い設備があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面の配慮から、保育室用と便所用の手洗い設備は別に設けることが望ましい。 ・児童用手洗いで給湯可能なものについては熱湯に十分注意するとともに予め、熱湯が出ないように設定すること。パイプは児童に触れない仕様にする。 ・保育室等用の手洗い設備は、幼児の生活習慣の指導を行えるよう、保育室等内に設けることが望ましい。保育室等内に設けることが難しい場合には、できる限り保育室等に近接して設けること。
19	沐浴設備はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児の保育を行う施設は、衛生面、安全面の配慮から原則として沐浴設備を設置すること。 ・賃貸物件等で水回りの改修ができず、設置が不可能な場合を除き、設置されることが望ましい。ただし、児童の発達段階に応じて幼児用のシャワールームとの兼用も可とする。
20	おむつ交換は衛生的に行われる設備となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換の際に使用する台やシートは、その都度消毒が可能なものを使用すること。
21	各ドアは指詰め防止策が施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入りする戸、扉等、必要に応じ指詰め防止を施すこと。 ・児童が出入りする場所については、児童の手が届く高さの範囲は対応すること。
22	不審者侵入防止策は講じられているか (オートロック等)	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者の侵入を防止するため、保育所の出入口は施錠すること。 ・施設に入る際に、顔等人物を確認できるようにすること。 ・出入口はモニター、オートロック等の設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って児童が保育所の外にでることのないよう安全が確保された設備・構造とすること。 ・フェンスは児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。
23	照明器具、鏡、窓ガラス等について、飛散防止シート・フィルム・強化ガラスの使用等の飛散防止策が講じられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）等について、落下防止及び飛散防止を行うこと。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスは使用場所及び目的に適したものを選択するよう配慮すること。
24	吊戸棚等は地震等の落下防止策が施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・吊戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。 ・棚上のもの等については落下防止策を施すこと。
25	ガラスへの衝突防止対策は講じられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスを用いた窓や扉については、柵等を設置することなどにより、衝突の防止を図ること。 ・無色透明なガラスについては、シールやステッカーを貼るなどしてガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。
26	柱、建具等の衝突時の安全策は施されているか（R加工、面取り、コーナーガード等）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等に面取りを施すこと。 ・突起物等に対する安全性に配慮すること。
27	コンセントは児童の手の届かない高さに設置するか安全対策が講じられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントについては児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、児童の安全性を確保すること。 ・カバー等を取り付けることによる突起物等に対する安全性についても配慮すること。
28	出入口・非常口について、児童の逃げ出し防止策は施されているか 調理室、乳児室等への児童の入り込み防止策は施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口はモニター、オートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って児童が保育所の外に出ることのないよう安全が確保された設備・構造とすること。 ・フェンスは児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。
29	通行人等から保育室が容易に見えないか	<ul style="list-style-type: none"> ・人権への配慮、防犯等の観点から、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付する等、外部から保育室が容易に覗けないよう配慮すること。
30	開き戸を設置する場合の配慮はされているか	
31	児童が使用する給湯設備については、熱湯が出ないよう管理できているか	
32	その他、危険防止策が施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・棚・ロッカー等の備品について転倒防止策が施されているか ・保育室等の児童が立ち入る場所に、落下したり、転倒すると危険なものが設置されていないか。 ・壁等に擦過傷の原因となるざらつきはないか。 ・排水管がむき出しの場合、危険はないか（熱傷、けが等）

別表4 保育施設内における室内化学物質対策実施基準

保育施設における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、設置者は以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

	内容
実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	<p>厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること</p> <p>日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。</p> <p>窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を測定する。100㎡以下の部屋については1か所、100㎡を超える部屋については最低2か所測定すること。</p>
測定結果	<p>厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。</p> <p>測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。</p>
改善方法	<p>設置者の責任において改善すること。（完了・引き渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。）</p> <p>改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。</p>
開設までの注意	<p>化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>

別表5（第5条関係） キャリアパス要件

第1条 キャリアパス要件

次の1及び2のいずれにも適合すること。

1 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- (1) 事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (2) (1)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- (3) (1)及び(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての事業所職員に周知していること。

2 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- (1) 事業所職員の職務内容等を踏まえ、事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、事業所職員の能力評価を行うこと。
 - イ 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- (2) (1)について、全ての事業所職員に周知していること。

第2条 キャリアパス要件届出書の提出

別に定めるキャリアパス要件届出書を、教育委員会に提出すること。

別表6（第6条関係） 交付対象経費

交付対象経費

- ① 補助金の交付対象となる賃金改善の実施期間は、4月から翌年3月までとする。この場合において、年度の途中に開設した事業については、開設した日の属する月から直近の3月までとする。
- ② 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）とする。
なお、法人の役員を兼務している職員については、この補助金を役員報酬に充ててはならない。また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各事業所の実情に応じて決定するものとする。
- ③ この補助金での賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。
- ④ 賃金改善の実施に要した費用の総額は、以下に掲げる職員の賃金水準（退職手当を除く。補助対象年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が補助対象年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。以下同じ。）に対して改善するものであること。
補助前年度の賃金水準（この補助金による賃金を除く。当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。）に対して改善すること。
- ⑤ 交付決定者は、この補助金の賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。また、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。
- ⑥ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りでない。
- ⑦ 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各事業所の実情に応じた方法によるものとする。

別表7（第18条関係）

補助対象となる事業所の運営上の留意事項

足立区企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助金を受ける事業所の運営等に当たっては、関係法令及び足立区が定める基準によるほか、次の各事項に留意し、遵守するものとする。

1 補助対象となる事業所の運営の原則

補助対象となる事業所の運営については、法令等の定めによるほか、足立区で定める基準により運営しなければならない。

2 会計処理及び支出対象経費

社会福祉法人は、次の各号のとおり会計処理をしなければならない。なお、社会福祉法人以外のものもこれに準じた会計処理をしなければならないものとする。

- (1) この補助金は、原則として補助対象となる事業所のサービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）の大区分「保育事業収入」、中区分「その他の事業収入」、小区分「補助金事業収入」（事業活動計算書の場合は大区分「保育事業収益」、中区分「その他の事業収益」、小区分「補助金事業収益」として取扱うこと。
- (2) この補助金の対象経費は、当該年度における補助対象となる事業所の賃金改善に係る経費とする。